

令和2年度 国土交通大臣認定移送サービス  
運転者講習における  
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

2020年7月1日  
特定非営利活動法人  
長野県ハンディキャブ連絡会

## 1. はじめに

本ガイドラインは、『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』を踏まえ、長野県、長野県社会福祉協議会と共催で実施する令和2年度 国土交通大臣認定移送サービス運転者講習について、講義(座学研修)・演習(グループワーク)、実技による研修受講の開催する際に新型コロナウイルス感染予防対策としてすべき基本的事項を整理し、受講時にその対策を講ずるものです。

## 2. 感染防止と合理的配慮のための基本的な考え方

定員の縮小し、なるべく3密を考慮したソーシャルディスタンスが保てる環境を確保して実施する。

### (1)研修等開催の判断について

ア. 長野県の新型コロナウイルス感染予防対策に関する基準を踏まえ、事前に共催者と調整し実施する。

### (2)研修等の開催に当たって

感染症予防対策に準じて規模・環境整備と同時に、特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間)、②密集場所(多くの人が密集)、③密接場面(互いに伸ばした手が届く距離での会話)の『三つの密』での環境の発生の極力防止と全ての参加者の感染回避に取り組む。

### (3)参加者等の研修等への参加制限について

『4-1 a. 参加者等 (ア)健康状況の確認』に記載する状態に一つでも当てはまる参加者等については、参加を控えてもらう。その際、代替措置はとらない。

## 3. リスク評価

主催者として、感染経路である①接触感染、②飛沫感染それぞれについて、リスク評価を行い、リスクに応じた対策を研修会場関係者の協力を得て対策を検討する。

### (1)接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定し、高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど)には特に注意する。

### (2)飛沫感染のリスク評価

会場における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、また大声での発声や、近接した距離を避ける研修環境を評価する。

### (3)地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。

## 4. 研修等実施時の感染防止策について

### 4-1 主催者等や参加者等が行う対策

#### a. 主催者等

##### (ア)健康状況の確認

主催者等は研修等実施前に健康状態の確認と検温を行い、下記の状態が判明した場合は、業務に従事させず、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促す。

- ・37.5 度以上の発熱があった場合
- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさがある場合
- ・軽度であっても咳、咽頭痛などの症状がある場合
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる人が判明した場合
- ・過去2 週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触が判明した場合

##### (イ)感染防止対策の徹底

- ・咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底する。
- ・研修等で使用する機材や設備、備品等については実施前と実施後に消毒を行う。
- ・研修等の会場が密閉空間とならないよう、適時換気を行う。
- ・参加者が密集しないよう、受付方法や誘導、会場内の配置等を工夫する。

##### (ウ)参加者等への注意喚起

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒等、感染防止対策の徹底を促す。

##### (エ)昼食時間の配慮

- ・食事中以外はマスクを着用する。
- ・食事中(マスクを外している時間)は会話を禁止とする。
- ・昼食時の真正面の配置を避けるため、研修会場内でのテーブル配置を昼食時のみレイアウトを変更する。
- ・ソーシャルディスタンスを基本とする。

##### (オ)個人情報の収集と提供

- ・主催者等は参加者等の個人情報(氏名、緊急連絡先等)情報と、当日講師等の参加者名簿を作成し保管する。収集した参加者等の個人情報を、必要に応じて保健所等行政機関へ提供されることがあることを伝える。

#### (カ) 遵守事項等の掲載・掲示

- ・感染防止のために主催者等が実施すべき事項や参加者等が遵守すべき事項をリスト化し、受講決定通知・会場内の適切な場所へ掲示する。同時に合理的配慮による遵守事項等の情報保障にも留意する。
- ・研修責任者は、研修当日は定期的に確認をする。
- ・参加者等の安全性を担保するため、遵守事項に従わない参加者については退場や不参加を求めることがあることを参加条件等で周知する。

#### (キ) 研修等開催中に感染症への感染が疑われる症状を発症した者がいる場合

- ・感染が疑われる者を速やかに換気し、受講会場から隔離する。
- ・主催者等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じて対応する。
- ・感染が疑われる者が接触した場所の消毒をする。
- ・主催者等は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
- ・症状が重い場合は、保健所とも相談し、医療機関への搬送を依頼する。

#### (ク) 参加者等の感染が判明した場合

- ・感染した者が受講後に感染が判明した場合には、保健所の指導に従う。
- ・参加者等が濃厚接触者であったことが判明した場合には、保健所等行政機関の求めに応じて主催者等から個別に連絡することがあることを、参加者等に周知する。
- ・行政機関と連携の上、個人情報に十分留意し、当該感染者の受講日時等をすみやかに公表するよう努める。
- ・感染者と接触した主催者等、参加者等の把握に努める。
- ・公表に際しては、個人情報の取り扱いに十分に留意する。
- ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう十分に留意する。

### b. 参加者等

#### (ア) 健康状況の確認

研修等の受講前に健康状態の確認と検温を行い、4-1 a. (ア)の状態に一つでも当てはまる場合は、講師は登壇を取りやめ、参加者には受講を控えてもらう。

#### (イ) 感染防止対策の徹底

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒等、感染防止対策を徹底すること。
- ・感染防止のために主催者等が決めたその他の措置を遵守し、指示に従うこと。
- ・登壇、受講後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者等に対して速やかに報告すること。

・研修中に私的な事象で生じたゴミについては持ち帰ること。

## 4-2 研修等における対策

### (ア)研修等案内、申し込み

・主催者等は研修等の案内時に参加に関する遵守事項を、受講決定通知に掲載する等して周知する。その際、遵守事項と個人情報の必要に応じて保健所等行政機関へ提供されることがあることについて同意を得ることを条件に受講決定をする。(同意が得られない場合、受講決定はしない)

### (イ)会場設営、準備等

- ・参加者等同士の距離を最低1m確保できるように机や椅子を配置する。
- ・資料や配布物については、可能な限り座席に配布しておき、手渡しすることは避ける。
- ・会場入り口には手指消毒液を設置し参加者等の消毒を励行する。
- ・会場内の机や椅子、その他の設備は研修等実施前と実施後に拭き取り消毒を行う。
- ・複数の参加者等が触れると考えられる場所については、こまめに消毒する。

### (ウ)受付

- ・受付カウンターの定期的な拭き取り消毒を行う。受付開始前、受付終了後は必ず行う。
- ・受付カウンターには手指消毒液を設置し参加者等の消毒を励行する。
- ・参加者等の検温や健康状態の確認を行い、参加条件を満たさない場合は不参加を求める。

### (オ)研修等実施中

- ・換気を励行する。
- ・身体的接触を伴うことは実施しない(例:アイスブレイクでの手を握る接触ワーク等)

### (カ)休憩中

- ・1時間に1回は休憩として換気・水分摂取などを行う。
- ・マスクを外す際の会話は厳禁とする。
- ・対面での飲食や会話は避け、会話をする場合はマスクを着用することを周知する。
- ・会場内に手指消毒液等を設置し参加者等の消毒を励行する。
- ・休憩スペースがある場合には人と人の距離を最低1mの間隔をあけるよう周知する。
- ・複数の利用者が触れると考えられる場所については、休憩の前後に消毒する。

(キ)トイレ(会場関係者との相談を実施し、以下の配慮を徹底する)

- ・トイレ内の不特定多数が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒する。
- ・トイレに人が密集しないよう受講者が一斉に休憩時にトイレに行かなくて良いように、研修事前に説明をする。

(ク)片付け・清掃

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・清掃やごみ廃棄作業を終えた後は、手洗い等を行う。
- ・不特定多数が触れる場所は研修終了後に消毒する。
- ・研修で使用した備品、設備は終了後に消毒する。

以上